

「部員不足に伴う複数校合同チーム参加ガイドライン」

1. 本ガイドラインの趣旨

合同チームは「部員不足」により単独校での大会参加を見合わせていたチームに出場の機会を与えるためのもので、強化を目的とした勝利至上主義であってはならない。

2. 合同チームの構成

- 1) 部員とは全国高等学校総合体育大会及び北海道支部予選会等に参加申込可能な選手を指し、マネージャー等は除く
- 2) 部員不足とは単一の学校で部員が5人以下であることを指す。
- 3) 公立校・私立校を問わず、いずれの組み合わせも可とする。
- 4) 合同チームを構成する学校数は制限しない。但し、本大会にエントリーできる人数は18名以下とする。
- 5) 監督・選手・マネージャーのエントリー人数は単独チームと同一とする。
- 6) 引率責任者は、原則として構成するすべての学校において必要とする。

3. 編成期間

- 1) 合同チームの編成期間は、春季大会から本大会終了までとする。ただし、それ以降の大会（選手権大会・新人戦・新人大会）でも同一合同チームの編成の継続を希望する場合は、各大会ごとに支部専門部へ連絡する。
- 2) 合同チームの編成は予選会から本大会までの期間で変更することができない。本大会の出場権を得た場合、合同チームを構成しているいずれかのチームの部員不足が解消されても合同チームで出場することとする（他の大会も同様とする）。

4. チーム名

- 1) 原則として合同チームを構成する校名の連記とする。

5. ユニホーム

- 1) ユニホームは統一することが望ましい
- 2) 合同チームを構成する各校別々のユニホームを着用する場合には背番号の重複を避け、リベロプレーヤーはリベロゼッケンを着用する。
- 3) ベンチスタッフの服装は統一しなくてもよい（ただし、全国大会は統一）。

6. 合同チーム編成の特例

- 1) 部員不足のチームの出場機会を確保するため、次の条件で部員不足のチームと単独校のチームが合同チームを組み、大会に出場することを認めることがある。
 - ア. 部員不足のチームが他の部員不足のチームと合同チームを組むことが地理的な条件などにより難しいと判断される場合。
 - イ. その他合理的と判断される理由がある場合。ただし、1の趣旨に反しないこと。
 - ウ. 特例での合同チームを編成する学校数は制限しないが、部員不足の学校同士で人数が充足する場合は新たに当該学校同士で合同チームを編成することを原則とする。
- 2) この特例を受ける場合には当該校の校長連名により都道府県高等学校体育連盟会長及びバレーボール専門部に申請するものとする。
- 3) 特例適用の可否は申請を受理した都道府県高等学校体育連盟及びバレーボール専門部の連携の下、都道府県高体連会長が承認する。